

国立高度専門医療センター特別会計

国立高度専門医療センター特別会計事業の概要

1. 概要

国立高度専門医療センター特別会計の前身である国立病院特別会計は、「国立病院特別会計法」（昭和24年法律第190号）に基づき、国立病院の事業を円滑に運営し、その経理の適正を図るため昭和24年7月に設置されたものである。

昭和43年度から従来一般会計で経理してきた国立療養所（国立ハンセン病療養所を除く。）の経理をこの特別会計で行うことになり、「病院勘定」と「療養所勘定」の2勘定が設けられた。

今般、中央省庁等改革の一環として、国立病院・療養所については、医療の高度化、専門化などの環境の変化を踏まえつつ、国の医療政策として国立病院・療養所が担うべき医療を全国において確実に実施し、かつ効率的・効果的に業務を行うため、平成16年度をもって、国が自ら運営する必要がある国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除き、独立行政法人国立病院機構に移行した。

国立病院特別会計については、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センターで構成される国立高度専門医療センター特別会計に改正された。

なお、国立がんセンターは昭和37年2月、国立循環器病センターは昭和52年6月、国立国際医療センターは平成5年10月、国立成育医療センターは平成14年3月、国立精神・神経センターは昭和61年10月、国立長寿医療センターは平成16年3月に発足し、それぞれ、がん、循環器病、感染症等国際的な調査研究が必要な疾病及び成育医療、精神、神経、筋疾患、知的障害その他の発達障害及び長寿医療についての高度先駆的医療の他、病因・病態の解明、診断、治療法の開発・研究などを一体的に行っている。

2. 本財務書類作成のための基本となる事項

歳入の（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出の（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、各国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

概要

1. 国立高度専門医療センター特別会計の所掌する業務等

(1) 創設年度

昭和24年（平成16年4月に国立病院特別会計から改正）

(2) 設置目的

国立高度専門医療センターの円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別会計を設置、一般会計と区分して経理する。

(3) 事業の概要

国民の健康に重大な影響があるがん、心臓病等の特定の疾患等に係る次の機能を一体的に行う高度・専門的な中核的機関として設置。

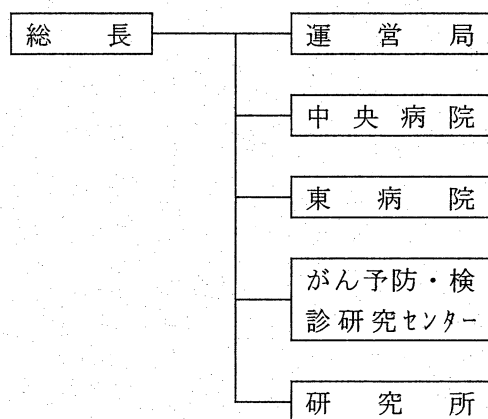
- ① 高度先駆的医療の実施
- ② 研究開発
- ③ 専門医療従事者の研修
- ④ 情報発信

2. 組織及び定員

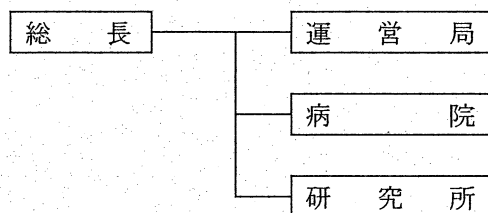
厚生労働省設置法第16条 施設等機関

国立高度専門医療センター 6施設 定員5,629人【平成17年度末現在】

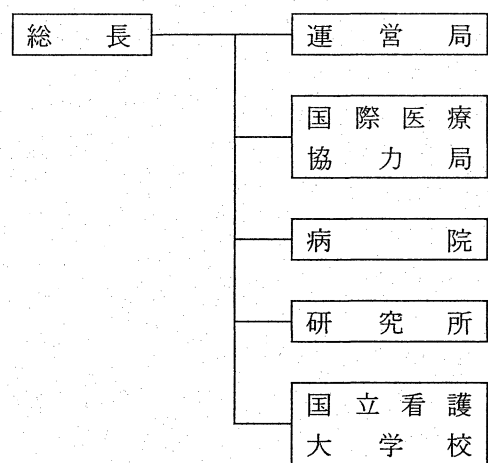
(1) 国立がんセンター（定員1,325人）



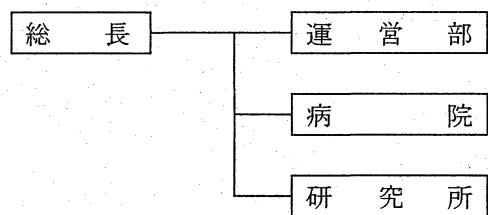
(2) 国立循環器病センター（定員996人）



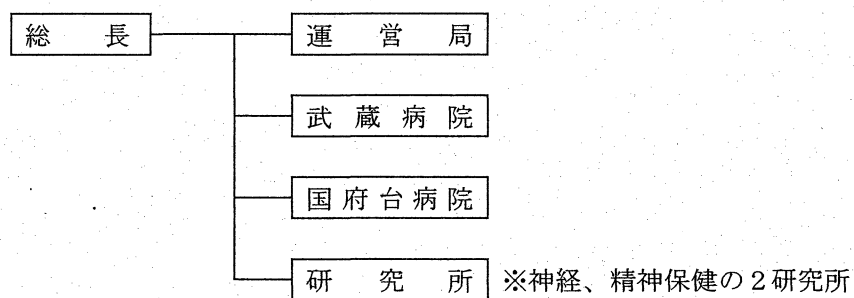
(3) 国立国際医療センター (定員1, 074人)



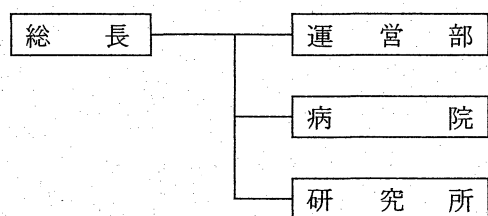
(4) 国立成育医療センター (定員740人)



(5) 国立精神・神経センター (定員1, 062人)



(6) 国立長寿医療センター (定員432人)



3. 財政資金の流れ

別紙フロー図参照

4. 歳入歳出決算の概要

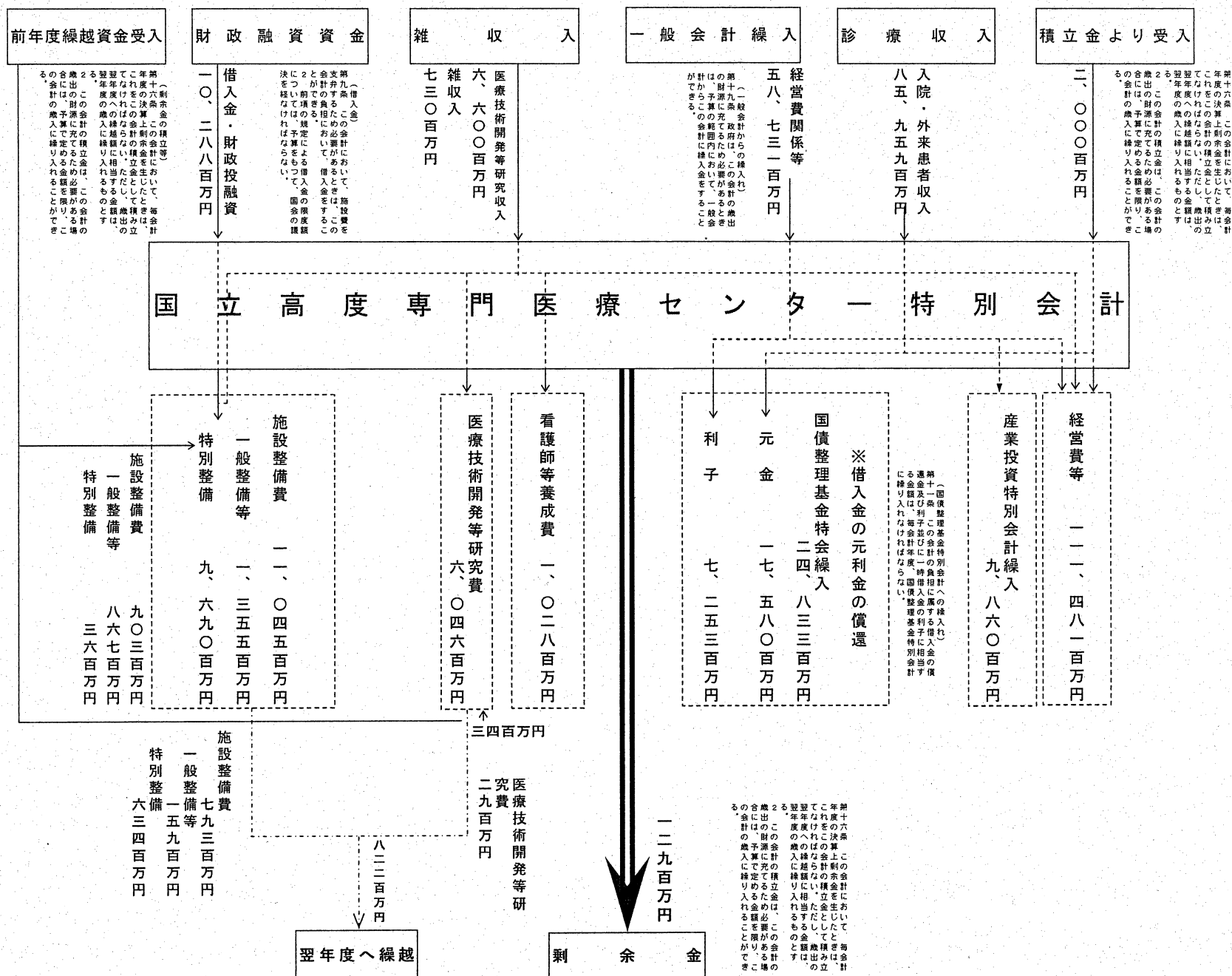
(単位：百万円)

歳 入	
診療収入	85,959
一般会計より受入	48,871
改革推進公共投資事業償還	9,860
金財源一般会計より受入	
借入金	10,288
積立金より受入	2,000
医療技術開発等研究収入	6,600
雑収入	730
前年度繰越資金受入	937
計	165,248

歳 出	
経営費	111,481
医療技術開発等研究費	6,046
看護師養成費	1,028
施設整備費	11,045
改革推進公共投資事業償還	9,860
金産業投資特別会計へ繰入	
国債整理基金特別会計へ繰入	24,833
計	164,296

翌年度の歳入に繰り入れる額	822
積立金として積み立てる額	129

国立高度専門医療センター特別会計のしくみ



貸借対照表

国立高度専門医療センター特別会計

(単位：百万円)

科 目	前会計年度 (平成17年3月31日)	当会計年度 (平成18年3月31日)	科 目	前会計年度 (平成17年3月31日)	当会計年度 (平成18年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金預金	3,899	1,914	未払金	10	114
たな卸資産	197	224	未払費用	39	36
未収金	11,651	11,968	賞与引当金	2,883	2,867
前払費用	0	0	借入金	235,064	227,772
貸倒引当金	△ 194	△ 201	退職給付引当金	46,356	46,687
有形固定資産	354,487	323,623	他会計繰戻未済金	9,860	-
国有財産（公共用財産を除く）	324,258	297,703			
土地	143,149	136,550			
立木竹	297	380	負債合計	294,213	277,478
建物	101,091	90,787			
工作物	79,026	64,285	<資産・負債差額の部>		
建設仮勘定	692	5,700			
物品	30,229	25,920	資産・負債差額	75,866	60,090
無形固定資産	38	39			
資産合計	370,080	337,569	負債及び資産・負債差額合計	370,080	337,569

業務費用計算書

国立高度専門医療センター特別会計

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日	当 会 計 年 度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日
人 件 費	42,791	44,097
賞 与 引 当 金 繰 入 額	2,883	2,867
退 職 給 付 引 当 金 繰 入 額	4,133	4,732
医 薬 品 費	13,263	13,564
食 糧 費	906	890
医 療 技 術 開 発 等 研 究 費	2,300	5,164
委 託 費	3,931	3,931
一 般 会 計 へ の 繰 入	13	21
庁 費 等	39,989	41,957
そ の 他 の 経 費	473	1,798
減 価 償 却 費	14,907	15,872
支 払 利 息	8,043	7,250
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	34	27
雑 損	2,541	3,242
本 年 度 業 務 費 用 合 計	136,213	145,419

資産・負債差額増減計算書

国立高度専門医療センター特別会計

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日	当 会 計 年 度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日
I 前年度末資産・負債差額	123,162	75,866
II 本年度業務費用合計	△ 136,213	△ 145,419
III 財源	142,423	153,713
1. 自己収入	95,416	94,981
診 療 収 入	84,215	86,295
入 院 患 者 収 入	64,645	66,103
外 来 患 者 収 入	19,569	20,192
医 療 技 術 開 発 等 研 究 収 入	2,853	6,600
運 用 益	0	0
雑 収 入	8,347	2,085
2. 他会計からの受入		
一 般 会 計 か ら の 受 入	47,007	58,731
IV 無償所管換等	△ 53,506	-
V 資産評価差額	-	△ 24,069
VI 本年度末資産・負債差額	75,866	60,090

区 分 別 収 支 計 算 書

国立高度専門医療センター特別会計

(単位：百万円)

	前 会 計 年 度 自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日	当 会 計 年 度 自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日
I 業務収支		
1 財源		
診療収入	84,722	85,959
看護師養成所収入	250	257
医療技術開発等研究収入	2,853	6,600
運用収入	0	0
その他の収入	808	473
一般会計からの受入	47,007	58,731
資金からの受入	3,500	2,000
前年度剰余金受入	8,196	937
財源合計	147,339	154,960
2 業務支出		
(1) 業務支出（施設整備支出を除く）		
人件費	△ 50,250	△ 51,371
医薬品費	△ 13,224	△ 13,629
食糧費	△ 899	△ 888
委託費	△ 3,931	△ 3,931
医療技術開発等研究費	△ 2,352	△ 6,046
産業投資特別会計への繰入	—	△ 9,860
一般会計への繰入	△ 24	△ 32
庁費等の支出	△ 43,384	△ 45,071
その他の支出	△ 473	△ 1,798
業務支出（施設整備支出を除く）合計	△ 114,540	△ 132,629
(2) 施設整備支出		
立木竹に係る支出	△ 11	—
建物に係る支出	△ 2,451	△ 392
工作物に係る支出	△ 4,790	△ 786
建設仮勘定に係る支出	△ 684	△ 5,655
施設整備支出合計	△ 7,937	△ 6,833
業務支出合計	△ 122,478	△ 139,462
業務収支	24,861	15,497
II 財務収支		
借入金による収入	2,294	10,288
借入金の返済による支出	△ 17,282	△ 17,580
利息の支払額	△ 8,036	△ 7,253
財務収支	△ 23,024	△ 14,545
本年度収支	1,836	952
資金への繰入（決算処理によるもの）	△ 899	△ 129
翌年度歳入繰入	937	822
資金本年度末残高	2,962	1,092
本年度末現金預金残高	3,899	1,914

注記

1. 重要な会計方針

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法を採用している。

2. 有形固定資産の減価償却の方法

(1) 建物及び工作物

定率法を採用している。

なお、貸借対照表価額については、本会計年度末に価格改定が行われたため、価格改定後の国有財産台帳価格で計上している。

(2) 物品

定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準及び算定方法

(1) 貸倒引当金

未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については、履行期限到来後5年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。

(2) 賞与引当金

職員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当期に負担する金額を下記の計算方法により算出している。

期末手当 翌年度期末手当当初予算額×6月支給割合／年間支給割合×4/6

勤勉手当 翌年度勤勉手当当初予算額×6月支給割合／年間支給割合×4/6

(3) 退職給付引当金

i 退職手当に係る退職給付引当金

職員の退職金の支払に備えるため、期末要支給額を下記の計算方法により算出している。

経験年数階層毎職員数×平均俸給月額×退職手当支給率

ii 遺族補償年金

年度末時点において当該年金支給対象者が存しており、遺族補償年金の支払いに備えるため下記の計算方法により、将来給付見込額の現在価値額を算出している。

支給率(注 1)×平均給与(注 2)×割引率(注 3)の額を平成12年度完全生命表の余命まで生存したと仮定し算出

注 1) 国家公務員災害補償法の規定による。

注 2) 平成16年財政再計算による賃金上昇率を使用(2.1%)

注 3) 平成 16 年財政再計算による割引率を使用 (3.2%)

iii 恩給に係る退職給付引当金

恩給に係る引当金としては、将来給付見込額を受給者見込数、改訂率見込、割引率を用いて算出し計上している。

iv 整理資源に係る退職給付引当金

国家公務員共済掛金のうち、整理資源に係る引当金として、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

4. その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

i 歳入：（目）一般会計より受入、借入金及び積立金より受入、歳出：（目）国家公務員共済組合負担金、消費税、一般会計へ繰入及び国債整理基金特別会計へ繰入については、一括で会計されているため各国立高度専門医療センター毎に決算額が算出されない。このため、当該科目については、それぞれ国立高度専門医療センターに対する割合を算出し乗じた金額を決算額として計上している。

ii 民間病院等と比較すると、医業費用の減価償却費には研究所、看護大学校等の収益を生まない事業にかかる減価償却費も計上しているため、損失額が多大となっている。

iii 消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 偶発債務

係争中の訴訟 18 件 （別紙参照）

3. 翌年度以降支出予定額

- | | | |
|-----------------------------------|---------|------------|
| 1. 歳出予算の繰越債務負担額 | 138 百万円 | |
| 2. 国庫債務負担行為による負担額（財政法第 15 条第 1 項） | | 15,905 百万円 |

4. 追加情報等

1. 出納整理期間

当特別会計において、歳入金の収納期限及び歳出金の支出、支払期限は、予算決算及び会計令第 3 条、第 4 条及び第 5 条の規定に基づき翌年度の 4 月 30 日であり、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

2. 貸倒引当金を計上している債権の徴収可能性に係る重大な懸念

- i 債 権 名 病院等療養費債権
- ii 懸念の内容 発生した債権については督促を行い、また、現在においては、発生防止の対策も積極的に行っているが、発生事由として、「生活困窮」及び「行方不明」等の未収金が多く、今後も増大することが懸念される。
- iii 金 額 201 百万円

3. 財政法第 44 条の資金

- i 資 金 名 積立金
- ii 根拠法令 国立高度専門医療センター特別会計法（以下「法」という。）第 16 条第 1 項
- iii 内 容 この会計において、毎会計年度決算上剰余金を生じたときは、これをこの会計の積立金として積み立てなければならない。ただし、歳出の翌年度への繰越額に相当する金額は、翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

4. 各財務書類における表示科目の説明

<貸借対照表>

- ・ 「現金預金」には、当該年度末の決算上の剰余金及び繰越金額（積立金）を計上している。
- ・ 「たな卸資産」には、年度末における医薬品、食糧の取得原価を先入先出法により算出した額を計上している。
- ・ 「未収金」には、当該年度末における当該年度分及び過年度分の診療収入等の未収 額を計上している。
- ・ 「前払費用」には、翌年度以降分の自賠責保険料を計上している。
- ・ 「貸倒引当金」には、未収金（診療収入及び雑収入）のうち診療収入については履行期限到来後 5 年以上経過した金額を、雑収入については、未収金額に診療収入における引当金率を乗じ算出した金額を計上している。
- ・ 「有形固定資産」には、国有財産及び物品の合計を計上している。
- ・ 「国有財産」には、土地、立木竹、建物、工作物及び建設仮勘定を計上している。
- ・ 「土地」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている土地の台帳価格を計上している。
- ・ 「立木竹」には、国有財産として国有財産台帳に記載されている立木竹の台帳価格を計上している。
- ・ 「建物」には、国有財産台帳に記載されている建物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・ 「工作物」には、国有財産台帳に記載されている工作物の価格から、定率法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
- ・ 「建設仮勘定」には、繰越工事等に係る不動産の当該年度の支払額を計上している。

- ・「物品」には、取得価格 50 万円以上の機械器具等の重要物品について、定額法により当該減価償却費相当額を控除した価格を計上している。
 - ・「無形固定資産」には電話加入権を計上している。
 - ・「未払金」には、当該年度末における消費税、児童手当及び公務災害補償費等の未払い額を計上している。
 - ・「未払費用」には、借入金にかかる未払利子分を計上している。
 - ・「賞与引当金」には、期末手当及び勤勉手当のうち、当該年度に帰属する引当金を計上している。
 - ・「借入金」には、施設の整備財源として財政融資資金から借入れる額を計上している。
- 【法第 9 条第 1 項】
- ・「退職給付引当金」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当金を計上している。
 - ・「他会計繰戻未済金」には、産業投資特別会計からの繰入金で繰り戻すことが規定されている額を計上している。
 - ・「資産・負債差額」には、前年度末資産・負債差額に本年度業務費用合計、財源、無償所管換等及び資産評価差額を加減した額を計上している。

<業務費用計算書>

- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「賞与引当金繰入額」には、6 月の期末手当及び勤勉手当にかかる引当額のうち当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「退職給付引当金繰入額」には、職員に係る退職手当、遺族補償年金、恩給負担金及び整理資源に係る引当額のうち、当該年度に帰属する額を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の消費量で帳簿価格を計上している。
- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施にかかる経費を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるため、及び特別会計の恩給負担金のうち当該年度に帰属する額を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「庁費等」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「その他の経費」には、旅費、諸謝金等を計上している。
- ・「減価償却費」には、建物、工作物及び物品に係る減価償却費を計上している。
- ・「支払利息」には、借入金に係る利子を計上している。
- ・「貸倒引当金繰入額」には、未収金の回収不能見込額として貸倒引当金に計上した額のうち、本年度に繰り入れた額を計上している。
- ・「雑損」には、無償で物を払い出したとき（所属替払、管理換払、そう失、取りこわし、廃棄処分等）及び誤謬訂正で減少したときの帳簿価格、貸倒引当金をもって処理することのできない未収金の償却額及び他の科目に属さない損失を計上している。

<資産・負債差額増減計算書>

- ・「前年度末資産・負債差額」には、平成 16 年度末における資産と負債の差額を計上して

いる。

- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算結果である業務費用計算書の本年度業務費用合計を計上している。
- ・「財源」には、自己収入及び他会計からの受入額を計上している。
- ・「自己収入」には、診療収入、医療技術開発等研究収入、運用益及び雑収入を計上している。
- ・「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・「入院患者収入」には、入院患者の入院料、その他診療に伴う収入及び文書料収入を計上している。
- ・「外来患者収入」には、外来患者の診療に伴う収入、委託又は法令の規定により健康診断を行った場合の収入及び文書料収入を計上している。
- ・「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附随する間接経費を計上している。
- ・「運用益」には、財政融資資金に預託している積立金の運用に係る利子収入を計上している。
【法第 17 条】
- ・「雑収入」には、検査及び使用料収入、公務員宿舍貸付料収入等及び無償で物を受入れたとき（寄付、所属替受、管理換受等）、誤謬訂正で増加したときの帳簿価格及び他の科目に属さない利益の額を計上している。
- ・「他会計からの受入」には、財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
【法第 19 条】
- ・「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
【法第 19 条】
- ・「無償所管換等」には、効率的な利用を図る等の目的で無償所管換により受入れた財産と譲渡した財産との差額を計上している。
- ・「資産評価差額」には、5 年に一度行われる国有財産の価格改定による評価差額を計上している。

<区分別収支計算書>

- ・「診療収入」には、入院患者収入及び外来患者収入を計上している。
- ・「看護師養成所収入」には、国立看護大学校における授業料等の収入を計上している。
- ・「医療技術開発等研究収入」には、受託研究収入及びそれに附随する間接経費を計上している。
- ・「運用収入」には、預託金運用に係る利子収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、公務員宿舍貸付料、建物及物件貸付料等を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、経営費・施設整備費等の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。
【法第 19 条】
- ・「資金からの受入」には、経営費及び施設整備費の財源として積立金より受け入れられる額を計上している。
【法第 16 条第 2 項】
- ・「前年度剰余金受入」には、前年度決算上の剰余金のうち施設整備費等の翌年度への繰越額の受入額を計上している。
【法第 16 条第 1 項】
- ・「人件費」には、職員の給与・手当、国家公務員共済組合負担金等を計上している。
- ・「医薬品費」には、医薬品の購入に係る支出を計上している。
- ・「食糧費」には、患者用食糧の購入に係る支出を計上している。
- ・「委託費」には、補助金等に該当しない対価性のある委託費を計上しており、主なものとして、がん研究助成金、循環器病研究委託費等を計上している。

- ・「医療技術開発等研究費」には、受託研究の実施に係る経費を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、最近の国の財政状況を勘案して行う改革推進公共投資事業償還金の法附則第 4 項の規定による産業投資特別会計への繰入額を計上している。
- ・「一般会計への繰入」には、退職職員に支給する退職手当支給の財源への充当金及び特別会計の恩給負担金を計上している。

【特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律】

【退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律】

- ・「庁費等の支出」には、庁費及び土地建物借料等を計上している。
- ・「その他の支出」には、旅費及び諸謝金等を計上している。
- ・「立木竹に係る支出」には、立木竹の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建物に係る支出」には、建物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「工作物に係る支出」には、工作物の計上に繋がる支出額を計上している。
- ・「建設仮勘定に係る支出」には、建設途中であるが、部分払い等により支払った金額を計上している。
- ・「借入金による収入」には、施設の整備財源として財政融資資金からの借入れによる収入額を計上している。 【法第 9 条】
- ・「借入金の返済による支出」には、国債整理基金特別会計への繰入による借入金の返済額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、国債整理基金特別会計への繰入のうち、借入金に係る支払利息を計上している。
- ・「翌年度歳入繰入」には、歳入歳出決算上の剰余金を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、当該年度末における歳入歳出決算上の剰余金を計上している。

<特別会計固有の表示科目の内容>

i 基金

当特別会計においては、国立高度専門医療センター特別会計法第 3 条に基づき、当特別会計に帰属した資産の価額から負債の価額を控除した額に相当する金額をもって基金としており、同法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定により毎会計年度の損益計算上の利益（損失）を、組入れ（減額し）て整理している。

ii 積立金

当特別会計においては、法第 16 条第 1 項に基づき、毎会計年度決算上生じた剰余金（翌年度への繰越額に相当する金額を除く。）を積み立てており、その金額を積立金として計上している。

また、法第 17 条により積立金を財政融資資金に預託しており、預託金運用により生じる利子収入を預託金利子収入として歳入へ受け入れている。

<「他会計からの受入」及び「他会計への繰入」の内容>

i 「一般会計からの受入」

国立高度専門医療センターの経費に充てている。

ii 「一般会計への繰入」

「特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律」及び「退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入に関する法律」に基づき、当特別会計において負担すべき金額を一般会計へ繰入れている。

5. 単位未満の計数切り捨て及び100万円未満の計数の表示

金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切り捨てているため、合計は一致しないことがある。また、100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「－」で表示している。

偶発債務（係争中の訴訟等）集計表（平成17年度分）

（会計名）国立高度専門医療センター特別会計		（単位：百万円）	
名称等（訴訟名等）	金額	事件番号	概要（簡単な説明、今後の予定等）
国立高度専門医療センターにおける医療訴訟	105	東京地裁12（ワ）第20918号 東京高裁16（ネ）第1153号	患者はPTCA時に死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	810	甲府地裁14（ワ）第312号	舌癌再発下顎全摘術後に身体障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	93	東京地裁14（ワ）第18495号 東京高裁17（ネ）第4120号	胚細胞種開頭術後に左半身に麻痺が発生したとして、患者損害賠償を求めるもの
	30	大阪地裁15（ワ）第2760号 大阪高裁16（ネ）第2165号	人工透析用のカテーテル挿入時にカテーテル先端部で下腿静脈を損傷した過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	150	大阪地裁15（ワ）第4492号	脳動脈奇形の治療の際の過失により後遺障害が発生したとして、患者が損害賠償を求めるもの
	47	大阪地裁15（ワ）第8623号 大阪高裁16（ネ）第6号	大動脈弁置換術後にMRSAに罹患させられたとして、患者が損害賠償を求めるもの
	56	東京地裁15（ワ）第22368号	脳下垂体腫瘍摘出術の際の過失により死亡したとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	111	東京地裁15（ワ）第24155号	血球貧食症候群患児に対する治療の際の過失により死亡したとして、患児の遺族が損害賠償を求めるもの
	61	東京地裁16（ワ）第8109号	肝切除術の結果、悪性是否定的であり、術中に肝動脈を損傷したため止血が困難となり死亡に至ったとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	59	大阪地裁17（ワ）第3810号	先天性心疾患の患者が海外で心臓移植を受けられずに死亡したのは、CT検査を実施しなかったためであるとして、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	9	東京地裁17（ワ）第16308号	検査が不十分であったため骨転移と誤診して抗がん剤治療を怠り乳癌の進行を招いたとして、患者が損害賠償を求めるもの
	132	東京地裁17（ワ）第18088号	腫瘍摘出術後に障害が後遺したのは、頸髄神経根の損傷に起因するものである等として、患者が損害賠償を求めるもの
国立高度専門医療センターにおけるその他の訴訟	1	東京地裁17（ワ）第22362号	HIV感染のため非加熱製剤の投薬証明書を求めたが、投薬の事実は確認できない等として発行しないため、投与した高度の蓋然性が認められることを明らかにしようとするもの
	131	東京地裁17（ワ）第23042号	水頭症のVAシャント術の失敗を繰り返した上、呼吸困難の状況に対し適切な処置をしなかったため死亡した等として、患者の遺族が損害賠償を求めるもの
	140	大阪地裁14（ワ）第7614号 大阪高裁16（ネ）第3560号	看護師の死亡について、遺族が損害賠償を求めるもの
	8	東京地裁15（ワ）第16266号	診察時に医師から左耳を殴打されたとして、損害賠償を求めるもの
	12	大阪地裁17（行ウ）第80号	国家公務員災害保障を受ける地位にあることの確認等を求めるもの
	12	東京地裁17（ワ）第15860号	電話ボックスの設置管理の瑕疵によりアキレス腱を不全断裂したとして、患者が損害賠償を求めるもの
合計	1,967		

（注1）名称等欄は事件の通称名を記載

（注2）事件番号毎に記入

（注3）損害賠償等の金額が10億円を超える件名については個別の件名ごとに記載

附 属 明 細 書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高	説 明
日本銀行預け金	952	
財政融資資金預託金	962	
合 計	1,914	

② たな卸資産の明細

(単位：百万円)

種 類	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	強制評価減	本年度末残高
医 薬 品	177	13,629	13,600	-	205
食 料 品	20	888	890	-	18
合 計	197	14,517	14,491	-	224

③ 未収金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
診 療 収 入	個人	11,926
雑 収 入	個人	41
合 計		11,968

④ 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度減価償却額	評価差額（本年度発生分）	本年度末残高
【 行 政 財 産 】						
（有形固定資産）						
国 有 財 産 （公共用財産を除く）						
土 地	137,508	-	-	-	△ 6,000	131,508
立 木 竹	297	80	-	-	2	379
建 物	101,091	1,410	872	3,950	△ 6,891	90,787
工 作 物	78,956	1,566	279	5,445	△ 10,542	64,254
建 設 仮 勘 定	692	5,929	921	0	0	5,700
小 計	318,547	8,985	2,074	9,396	△ 23,431	292,630
【 普 通 財 産 】						
（有形固定資産）						
国 有 財 産 （公共用財産を除く）						
土 地	5,640	-	-	-	△ 598	5,042
立 木 竹	0	-	-	-	0	0
工 作 物	70	-	-	-	△ 39	31
小 計	5,711	-	-	-	△ 638	5,073
物 品	30,229	4,253	2,086	6,475	-	25,920
（無形固定資産）						
電 話 加 入 権 等	38	1	0	-	-	39

(2) 負債項目の明細

① 未払金の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
児童手当	個人	7
公務災害補償費	個人	1
未払消費税	国	103
恩給負担金	国	1
合 計		114

②借入金の明細

(単位：百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
財政融資資金	235,064	10,288	17,580	227,772

③他会計繰戻未済金の明細

(単位：百万円)

繰戻先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
産業投資特別会計	9,860	-	9,860	-

2. 業務費用計算書の内容に関する明細

(1)委託費の明細

(単位：百万円)

内容	相手先	金額	支出目的	連結対象の有無
委託費	個人	3,931	がん、循環器病等に関する研究委託	無

3. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1)雑収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額	備考
雑収入	雑収入	729	
雑益	雑益	1,355	
		2,085	

4. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1)その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	金額	備考
雑収入	雑収入	473	

(2)資金の明細

(単位：百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	2,962	129	2,000	1,092

国立高度専門医療センター特別会計

工 事 別 事 業 実 績

単位:百万円

工事及び工事箇所	経 費			財 源 内 訳				差引額
	支出額	翌年度繰越額	計	一般会計より受入	借入金	前年度繰越額	計	
国立がんセンター東病院 手術室改修整備その他工事	328	0	328	0	328	0	328	0
国立循環器病センター 老朽配管更新等整備工事	359	0	359	0	359	0	359	0
国立循環器病センター 先進医工学センター改修整備工事	101	0	101	101	0	0	101	0
国立循環器病センター アスベスト除去等整備工事	11	0	11	11	0	0	11	0
国立精神・神経センター武蔵病院 研究所改修整備工事	186	0	186	186	0	0	186	0
国立精神・神経センター武蔵病院 心神喪失者等専門病棟等整備工事	577	0	577	0	0	577	577	0
国立精神・神経センター武蔵病院 看護師宿舎整備工事	186	344	531	0	489	42	531	0
国立精神・神経センター国府台病院 中央治療棟冷凍機遮断弁等更新修繕工事	1	0	1	1	0	0	1	0
国立精神・神経センター国府台病院 老朽配管等更新整備その他工事	165	93	259	159	99	0	259	0
国立国際医療センター 看護師宿舎等改修整備工事	66	0	66	0	66	0	66	0
国立国際医療センター 実験動物施設改修整備工事	67	0	67	67	0	0	67	0
国立国際医療センター 管理棟改修等整備工事	235	0	235	0	235	0	235	0
国立国際医療センター 新棟整備工事	7,048	2	7,051	286	6,764	0	7,051	0
国立長寿医療センター 患者環境改善等整備工事	25	37	62	62	0	0	62	0
国立長寿医療センター 汽缶等更新設整備工事	7	8	15	15	0	0	15	0
国立長寿医療センター アスベスト除去等整備工事	5	0	5	5	0	0	5	0
合 計	9,375	486	9,861	897	8,344	619	9,861	0

※ 1 上記経費等は、各施設において支出等した建物等の施設整備のみであり、医療機器等の設備整備は含んでいない。

2 百万円未満を切り捨てており、その影響で合計額が一致しない。

平成17年度借入金の償還額等

国立高度専門医療センター 特別会計

【平成17年度償還額】

(単位：百万円)

区 分	財政融資資金
平成17年度償還額	17,580

【平成17年度末借入総額】

(単位：百万円)

	財政融資資金	産業投資	合 計
平成16年度末借入総額 (A)	235,064	9,860	244,924
平成17年度借入額 (B)	10,288	0	10,288
平成17年度償還額 (C)	17,580	9,860	27,440
平成17年度末借入総額 (A) + (B) - (C)	227,772	0	227,772

【借入金の償還期限及び償還方法】

区 分		借入年度	償還期間	償還方法
財政融資資金				
平成8年度以前	施設整備・ 医療機械整備	昭和55年度～ 平成8年度	25年	5年据置半年賦元金均等償還
平成9年度以降	施設整備	平成9年度～	25年	5年据置半年賦元金均等償還
	医療機械整備		10年	1年据置半年賦元金均等償還
産業投資				
平成14年度	施設整備	平成14年度	5年	1年据置均等年賦償還

【平成17年度以降償還額】

(単位：百万円)

年 度	財政融資資金	産業投資	合 計	(参 考) 財政融資資金利息
平成17年度	17,580	9,860	27,440	7,254
18	17,628		17,628	6,647
19	17,404		17,404	5,966
20	16,764		16,764	5,343
21	16,106		16,106	4,771
22	15,506		15,506	4,241
23	15,013		15,013	3,741
24	14,008		14,008	3,266
25	13,413		13,413	2,818
26	12,764		12,764	2,396
27	11,995		11,995	2,005
28	11,119		11,119	1,654
29	10,578		10,578	1,350
30	10,086		10,086	1,072
31	9,147		9,147	819
32	8,132		8,132	608
33	6,944		6,944	442
34	5,657		5,657	315
35	4,625		4,625	221
36	3,821		3,821	147
37	2,819		2,819	91
38	1,697		1,697	54
39	975		975	34
40	680		680	22
41	461		461	12
42	432		432	5
合 計	245,354	9,860	255,214	55,294

※平成16年度までの借入金に基づく償還額であり、平成17年度以降の計画は含んでいない。